

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



# 福島県報

## 目次

### 条例

○福島県議会委員会条例の一部を改正する条例

## 条例

福島県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十八日

福島県知事 佐藤雄平

### 福島県条例第百十三号

#### 福島県議会委員会条例の一部を改正する条例

福島県議会委員会条例（昭和三十四年福島県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第三項中「第四条第二項」を「第四条第三項」に改める。

第三条の見出しを「（特別委員会の設置等）」に改め、同条に次の一項を加える。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

第四条第五項中「第三項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、同項の前に次の一項を加える。

4 議員は、それぞれ一の常任委員となるものとする。ただし、議長は、選任された常任委員を辞することができる。

第四条中第二項を第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2 常任委員及び議会運営委員の選任は、一般選挙後最初の議会の会議において、速やかに行うものとする。

### 附則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十二号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（議事課）